

事務連絡  
令和2年9月9日

各〔都道府県  
指定都市  
中核市〕障害保健福祉主管課（部）御中

国民健康保険中央会 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

新型コロナウイルス感染症対応における障害福祉サービス等に係る  
介護給付費等の請求（9月・10月請求分）について

障害福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策として、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付け障害福祉課事務連絡）等において、障害福祉サービス等事業所（以下「事業所」という）における利用定員を超過しての受入れについて柔軟な対応をお願いしているところです。それに伴い、障害福祉サービス等利用者の急増による職員等の不足により、事業所によっては報酬請求の事務作業に遅れが生じるなどの支障も想定されるところです。

新型コロナウイルス感染症対応に係る障害福祉サービス等の請求等の事務については、「新型コロナウイルス感染症対応における障害福祉サービス等に係る介護給付費等の請求（3月・4月請求分）の取扱いについて」（令和2年3月5日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）等により連絡したところですが、令和2年9月請求分及び10月請求分の障害福祉サービス等報酬の請求については、引き続き、下記のとおり取り扱うこととします。

つきましては、都道府県・指定都市・中核市（以下、「都道府県等」という。）、各国民健康保険団体連合会（以下、「各国保連」という。）及び市町村の御協力を賜りたいと存じますので、対応に遺漏なきようよろしくお願い致します。

また、都道府県におかれては管内市町村に、国民健康保険中央会におかれては各国保連に対し当該内容の周知等よろしくお願い致します。

記

○請求期日に間に合わない事業所等への対応

請求期日（毎月10日）後に事業所等から請求の依頼があった場合は、市町村へのデータ送信までの間（他県受給者に係る請求情報等については、他県データ交換までの間）において、各国保連は対応可能な範囲で弾力的に請求を受け付けるようお願い致します。なお、9月提出分及び10月提出分以降についても、引き続き、請求期間（毎月10日）後に事業所等から請求の依頼があった場合は、各国保連において対応可能な範囲で弾力的に請求を受け付けるようお願い致します。

○問い合わせ先

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部

企画課 給付管理係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3009)

MAIL : syougaisystem@mhlw.go.jp